　　　白河市競争入札参加資格及び申請手続等に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、白河市財務規則（平成１７年白河市規則第３７号）第１１３条第１項及び第１２２条第１項の規定に基づき、市が実施する地方自治法施行令第１６７条（昭和２２年政令第１６号）の５の２の規定による制限付一般競争入札又は同施行令第１６７条の規定による指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事の請負契約等を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

　（競争入札に参加できない者）

第２条　次の各号（工事の請負契約以外の契約にあっては、第１号から第５号まで）のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

　(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に該当する者

　(2)　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

　(3)　工事の請負契約等に関して、不正の行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行しないため、競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から２年を経過していない者

　(4)　工事の請負契約等に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から２年を経過していない者

　(5)　競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載した者

　(6)　別表の工事種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日（競争入札に参加する者に必要な資格審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前の営業年度の終了の日（以下「直前営業年度終了日」という。）の直前１年（以下「審査対象年」という。）の営業年度において完成工事高のない者

　(7)　健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険（以下「社会保険」という。）に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外になる場合は除く）

　（競争入札における共同企業体の参加資格）

第３条　共同企業体として工事の請負契約に係る競争入札に参加する場合には、共同企業体のすべての構成員が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

　(1)　前条第１号から第５号までのいずれにも該当しないこと。

　(2)　別表の工事種別欄に掲げる工事と同一の工事に関し、審査対象年の営業年度において完成工事高があること。

　(3)　申請書等を第８条第４号に規定する提出期限までに提出していること。

　（資格及びその有効期間）

第４条　資格は、申請書等により審査の上市長が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次に掲げるところによる。

　(1)　工事の請負契約に係る資格

ア　西暦における偶数年の７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者については、当該審査基準日の属する年の翌年の４月１日から２年間

イ　西暦における奇数年の７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者については、当該審査基準日の属する年の翌年の４月１日から１年間

　(2)　 測量等の委託契約に係る資格

ア　西暦における奇数年の７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者については、当該審査基準日の属する年の翌年の４月１日から２年間

イ　西暦における偶数年の７月１日を審査基準日とする申請書等を提出した者については、当該審査基準日の属する年の翌年の４月１日から１年間

　（資格の認定の取消し）

第５条　市長は、資格の認定を受けた者が、第２条第１号から第５号までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消すものとする。

　（工事の請負契約に係る資格の審査及び格付）

第６条　工事（工事に関する測量、設計及び調査（以下「測量等」という。）を除く。）の請負契約に係る資格は、毎年７月１日を審査基準日として次に掲げる事項を審査し、別に定める方法により格付けするものとする。

　(1)　客観的事項

　　ア　経営規模

　　　(ｱ)　直前営業年度終了日の直前２年又は直前３年の各営業年度における完成工事高について算定した別表の工事種別欄に掲げる工事ごとの年間平均完成工事高

　　　(ｲ)　直前営業年度終了日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額

　　　(ｳ)　直前営業年度における利払前税引前償却前利益及び直前営業年度の前期末における利払前税引前償却前利益の平均の額

　　イ　経営状況

　　　(ｱ)　審査対象年における純支払利息比率

　　　(ｲ)　審査対象年における負債回転期間

　　　(ｳ)　審査対象年における総資本売上総利益率

　　　(ｴ)　審査対象年における売上高経常利益率

　　　(ｵ)　審査対象年における自己資本対固定資産比率

　　　(ｶ)　基準決算における自己資本比率

　　　(ｷ)　審査対象年における営業キャッシュ・フローの額及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額

　　　(ｸ)　基準決算における利益剰余金の額

　　ウ　技術力

　　　(ｱ)　直前営業年度終了日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち別表の工事種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数

　　　　ａ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条第２号イに該当する者（同法第２７条の１８第１項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第２６条の４から第２６条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期営業年度開始日の直前５年以内に受講した者に限る。）

　　　　ｂ　建築業法第１５条第２号イに該当する者であって、ａに掲げる者以外の者

　　　　ｃ　登録基幹技能者講習を終了した者であってａ及びｂに掲げる者以外の　者

　　　　ｄ　建設業法第２７条第１項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免状等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であってａからｃまでに掲げる者以外の者

　　　　ｅ　建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第１５条第２号ハに該当する者でａからｄまでに掲げる者以外の者

　　　(ｲ)　当期営業年度開始日の直前２年又は直前３年の各営業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた別表の工事種別欄に掲げる工事ごとの年間平均元請完成工事高

　　エ　その他の審査項目（社会性等）

　　　(ｱ)　次に掲げる労働福祉の状況

　　　　ａ　直前営業年度終了日における雇用保険加入の有無

　　　　ｂ　直前営業年度終了日における健康保険加入の有無

　　　　ｃ　直前営業年度終了日における厚生年金保険加入の有無

　　　　ｄ　直前営業年度終了日における建設業退職金共済制度加入の有無

　　　　ｅ　直前営業年度終了日における退職一時金制度導入の有無又は直前営業年度終了日における企業年金制度導入の有無

　　　　ｆ　直前営業年度終了日における法定外労働災害補償制度加入の有無

　　　(ｲ)　次に掲げる建設業の営業継続の状況

　　　　ａ　直前営業年度終了日における営業年数

　　　　ｂ　平成２３年４月１日から直前営業年度終了日までの民事再生法又は会社更生法の適用の有無

　　　　ｃ　直前営業年度終了日における防災協定締結の有無

　　　　ｄ　審査対象年における法令遵守の状況

　　　　ｅ　次に掲げる直前営業年度終了日における建設業の経理に関する状況

　　　　　①　監査の受審状況

　　　　　②　直前営業年度終了日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数

　　　　　Ⅰ　公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）の１級試験に合格した者

　　　　　Ⅱ　登録経理試験の２級試験に合格した者であってⅠに掲げる者以外の者

　　　　ｆ　審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額

　　　　ｇ　直前営業年度終了日における建設機械の保有状況

　　　　ｈ　直前営業年度終了日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

　　　　ｉ　次に掲げる直前営業年度終了日における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

　　　　　①　若年技術職員（満３５歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況

　　　　　②　新規若年技術職員の育成及び確保の状況

　(2)　主観的事項

　　ア　地域貢献の状況

イ　工事成績

　　ウ　技術者の状況

　　エ　資格の認定の取消しの有無

　　オ　指名競争入札における指名停止の有無

２　指名競争入札を行う場合の有資格業者の格付けは、客観的事項に基づく客観点と主観的事項に基づく主観点を合算した点数に応じて格付けるものとする。ただし、区分を設けない場合における資格の審査にあっては、前項第２号に規定する主観的事項の審査を省略することができる。

　（測量等の委託契約に係る資格の審査）

第７条　測量等の委託契約に係る資格の審査は、毎年７月１日を審査基準日として次に掲げる事項について行うものとする。

　(1)　審査基準日の直前２年の各営業年度における取扱高の年間平均取扱高

　(2)　審査基準日の前日における測量等に従事する職員の数

　(3)　業務の経歴

　(4)　資本金額

　(5)　審査基準日の前日までの測量等の営業年数

　（申請書等の提出）

第８条　資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い、申請書等を市長に提出しなければならない。

　(1)　工事（測量等を除く。）の請負契約に係る者についての申請書等

　　ア　建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）正本１部

　　イ　建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　(ｱ)　通常の場合

　　　　ａ　建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

　　　　ｂ　審査対象年に係る経営事項審査結果通知書（審査対象年に係る経営事項審査を申請中の者にあっては、経営事項審査申請書）の写し

　　　　ｃ　工事経歴書（第２号様式その１）県内業者用又は（第２号様式その２）県外業者用

　　　　ｄ　完成工事高集計表県内業者用（第３号様式（その１））又は県外業者用（第３号様式（その２））

　　　　ｅ　技術者経歴書西白河郡内業者、県内業者、県外業者用（第４号様式（その１）の①）又は市内・準市内業者用（第４号様式（その１）の②～⑤）

　　　　ｆ　営業所及び委任関係一覧表（第５号様式（その１））

　　　　ｇ　納税証明書又はその写し（審査基準日の直前１年において福島県に納付し、又は納付すべき額が確定した事業税、自動車税及び審査基準日の直前１年において納付し、又は納付すべき額が確定した消費税及び地方消費税並びに審査基準日の直前１年において市に納付し、又は納付すべき額が確定した市税等に係るもの。以下同じ。）

　　　　ｈ　経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表（第６号様式）

　　　　ｉ　白河市暴力団排除条例に係る誓約書（第１３号様式（その１））

　　　　ｊ　役員名簿（第１３号様式（その２））

　　　　ｋ　営業所専任技術者調書（第１４号様式）

　　　　ｌ　社会保険加入状況申告書（第１５号様式）

　　　　ｍ　申立書（第１６号様式）

　　　(ｲ)　共同企業体の場合

　　　　ａ　共同企業体協定書の写し

　　　　ｂ　各構成員の建設工事入札参加資格審査申請書の写し及び(ア)に掲げる書類の写し

　(2)　測量等の委託契約に係る者についての申請書等

　　ア　測量等入札参加資格審査申請書（第７号様式）正本１部

　　イ　測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　(ｱ)　次に掲げる登録を受けている者にあっては、その登録の種類に応じて、それぞれ次に定める書類

　　　　ａ　測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項又は第３項の規定による測量業者の登録を受けている者　同法第５５条の８第１項に規定する営業経歴書及び第55条の３第３号の書類の写し

　　　　ｂ　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項又は第３項の規定による建築士事務所の登録を受けている者　それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し

　　　　ｃ　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条第１項又は第３項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者　それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し

　　　　ｄ　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条第１項の規定による建設コンサルタントの登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

　　　　ｅ　地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の規定による地質調査業者の登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

　　　　ｆ　補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項の規定による補償コンサルタントの登録又は同条第３項の規定による登録の更新を受けている者　同規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

　　　(ｲ)　商業登記事項証明書若しくは身分証明書（以下「商業登記事項証明書等」という。）又はその写し

　　　(ｳ)　業務経歴書（第８号様式）

　　　(ｴ)　技術者経歴書西白河郡内業者、県内業者、県外業者用（第４号様式（その２）の①）又は市内・準市内業者用（第４号様式（その２）の②～⑤）

　(ｵ)　技術者集計一覧表（第９号様式）

　　　(ｶ)　営業所及び委任関係一覧表（第５号様式（その２））

　　　(ｷ)　納税証明書又はその写し

　　　(ｸ)　白河市暴力団排除条例に係る誓約書（第１３号様式（その１））

　　　(ｹ)　役員名簿（第１３号様式（その２））

(3)　申請書の提出先　財政課工事契約検査室

　(4)　申請書等の提出期限

　　ア　西暦における偶数年の７月１日を審査基準日とするもの　当該審査基準日の属する年の１１月末日

　　イ　西暦における奇数年の７月１日を審査基準日とするもの　当該審査基準日の属する年の１１月末日

　　ウ　ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その都度申請を受け付けることができる。

　　　(ｱ)　既に登録を受けた者のみでは、工事等の執行が不可能であるとき。

　　　(ｲ)　その他、市内業者で市長が特に必要と認めたとき。

　　エ　ウにより申請を受け付けた場合の資格の審査基準日及び有効期間については、別に定める。

　　　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成１９年７月１日から適用する。

　　附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成２０年８月１日から適用する。

　　附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の白河市競争入札参加資格審査及び申請手続等に関する要綱の規定は、平成２３年４月１日以後の資格及びその審査の申請手続から適用し、同日前の資格及びその審査の申請手続については、なお、従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条、第３条、第６条関係）

|  |
| --- |
| 工事種別 |
| 一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、PC橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計及び建築設計  のり |